

岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領

平成29年9月12日
建技第399号

【沿革】平成29年9月12日付け建技第399号制定、平成30年2月6日付け建技第658号一部改定、平成30年7月13日付け建技第298号一部改定

(目的)

第1 建設産業において、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実現会議において策定された働き方改革実行計画において位置付けられている。

この試行要領は、県土整備部の所管する工事における週休2日モデル工事（以下、「モデル工事」という。）の試行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル工事 完全週休2日又は週休2日相当を実施する工事をいう。
- (2) 完全週休2日 作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
- (3) 週休2日相当 作業期間内のどの4週間においても8日間の現場閉所をすること。
- (4) 作業期間 実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間
- (5) 実工期 工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間

(発注者の責務)

第3 発注者は、モデル工事の実施に当たって、受注者が行う完全週休2日又は週休2日相当（以下、「週休2日等」という。）の取組に支障とならないよう、ワンデーレスポンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

(対象工事の選定)

第4 発注者は、原則として全ての工事をモデル工事の対象とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 明確な工程上の制約がある工事
- (3) その他、発注者がモデル工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）

(実施手続)

第5 発注者は、入札公告の際、特記仕様書によりモデル工事の対象であることを明示す

るものとする。

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日等への取組の有無を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、取組を行う場合は以下のとおりとする。

- (1) 週休2日等の取組の対象期間は、作業期間内とする。
- (2) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (3) 対象期間中は、休工日を明示した実工程表を作成し、監督職員に提出するものとする。また、現場の特性等に応じて、事前に振替休日を設定することができる。
- (4) 天候やその他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。

(週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日等の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 実績工程表
- (2) 休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、次の各号に掲げる週休2日等の達成程度に応じ、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
- (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。

2 発注者は、完成検査終了後、週休2日等を達成した工事に対して、週休2日達成証明書を受注者に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 発注者は、精算時に、第6に定める期日までに必要な書類の提出があった場合には、間接工事費の補正を行うものとする。

2 間接工事費の補正方法は、施工地域補正及び復興係数等の補正を行った後の間接工事費率に、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める補正係数を乗じるものとする。

- (1) 共通仮設費 1.02
- (2) 現場管理費 1.04

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成29年9月12日建技第399号)

この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について(平成29年2月28日付け建技第708号)」に基づく完全週休2日制を推進する工事に選定している工事にも適用する。

附 則 (平成30年2月6日建技第658号)

この要領は、平成 30 年 2 月 6 日から施行し、施行日以前に完成済みのモデル工事にも適用する。

附 則 （平成 30 年 7 月 13 日建技第 298 号）

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

週休2日達成証明書

受注者	
工事名	
工事請負金額	¥
週休2日達成状況 (該当する方に○)	<input type="checkbox"/> 完全週休2日 <input type="checkbox"/> 週休2日相当
完成年月日	完成 年 月 日

上記工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

〇〇広域振興局土木部

〇〇土木センター所長

印